前橋市告示第９９号

入　札　公　告　兼　入　札　説　明　書

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により公告する。

令和８年３月３日

前橋市長　小　川　　晶

記

１　条件付一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和８年度前橋市ＩＣＴスクール運営支援業務

(2) 業務場所

市立学校７０校等(別紙「学校等一覧」のとおり)

委託事業者の事業所(職員の自宅等におけるテレワーク場所を含む)

前橋市総合教育プラザ

(3) 業務の概要

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

(5) 入札参加形態

単体による参加とする。

(6) 入札及び開札の日時

令和８年３月２３日（月）午後２時００分　入札即時開札

(7) 入札及び開札の場所

前橋市大手町二丁目１２番１号

前橋市役所本庁舎１０階　西会議室②（フロア北西）

(8) 入札方法

入札書は直接持参するものとし、電話、ファックス、郵送等による入札は認めない。

(9) 入札保証金

免除

(10) 契約保証金等

ア　この競争入札の落札者は、契約締結の日までに次のいずれかの保証を付さなけ

ればならない。

(1)契約保証金の納付による保証

(2)銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

(3)契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結による保証

イ　アの規定にかかわらず、過去２年の間に本市、国（独立行政法人等を含む。）又はその他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者で、落札決定後２日（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第１４号）に規定する市の休日を除く。）以内に契約保証金免除申請書を提出し、審査の結果、承認された場合には契約保証金を免除するものとする。

ウ　アに掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の１０分の１以上とすること。

(10) 最低制限価格

無し

２　入札参加資格

この公告の条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、この公告に係る競争入札参加資格確認通知書により資格有りとする通知を受けている者とする。

(1) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。

(3) 本市の令和６・７年度の物品･役務等業務競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、令和８・９年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、申請受理通知を受けていること。さらに、当該認定を受けた営業品目及び申請した営業品目に「大分類：保守管理」又は「大分類：情報処理」が含まれていること。

(4) 前橋市暴力団排除条例（平成２３年前橋市条例第３８号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第１６７条の４第１項第３号の規定に該当する者を除く。）でないこと。

(5) ５(1)で定める申請書の提出期間の末日の翌日から１(5)で定める開札日までの間のいずれかの日においても前橋市指名停止措置要綱第２条又は前橋市暴力団排除対策措置要綱第２条の規定による指名停止期間中の者でないこと。

(6) 前橋市内に本店若しくは本社を置く者であること。

(7) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会

社更生法第１９９条第１項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第１７４条第１項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、次のいずれにも関連がある者でないこと。

ア 親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている者。

ウ 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者。

(9) 中小企業等協同組合法第３条に規定する事業協同組合等とその組合員が同時に入札参加申請をしていないこと。

３　仕様書等の配布期間、配布方法及び問い合わせ先

(1) 配布期間 令和８年３月３日(火)から令和８年３月１０日(火)まで。

(2) 取得方法 前橋市ホームページからダウンロードしてください。

取得先は、前橋市ホームページのトップページ　産業・ビジネス／入札・契約情報／入札／入札公告「令和８年度前橋市ＩＣＴスクール運営支援業務」又は、ホーム／ 組織から探す／ 教育委員会事務局／ 学校教育課／ 業務案内／ 入札・契約情報／ 入札／ 入札公告「令和８年度前橋市ＩＣＴスクール運営支援業務」

URL：https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kyoiku/gakkokyoiku/gyomu/8/1/48276.html

(3) 問い合わせ先

前橋市教育委員会事務局学校教育課情報教育推進係

前橋市大手町二丁目１２番１号　前橋市役所１０階

担当：細野、河合

電　　話　　：０２７－８９８－６２４５（直通）

ファックス　　：０２７－２４３－７１９０

メールアドレス：gakkoukyouiku@city.maebashi.gunma.jp

４　入札参加資格の確認等

この競争入札の参加希望者は、次に掲げる書類（以下次に掲げる(1)の書類を総称して「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、申請書等を提出期間内に提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、この競争入札に参加することができない。

(1) 条件付一般競争入札参加申請書兼誓約書（様式第１号）

５　申請書等の提出

(1) 提出期間

令和８年３月３日（火）から令和８年３月１０日(火)まで
（最終日は午後４時必着）

(2) 提出場所

３(3)と同じ

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。

※持参する場合は午前９時から午後５時まで(最終日は午後４時まで)の間とする。
ただし、休日（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第１４号）第１条に規定する休日をいう。以下同じ。）は受け付けないものとする。

※郵送で提出する場合は、必ず簡易書留で送付すること。

※電子メールで提出する場合は、押印は省略し、発行責任者及び担当者の欄に必ず記入すること。また、送信したことを電話連絡すること。

(4) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限後に行うものとし、その結果は令和８年３月１６日（月）までに競争入札参加資格確認通知書を電子メール等で送付する。

6　質問及び回答について

(1) 質問受付期間

令和８年３月３日（火）から令和８年３月６日（金）まで
（最終日は正午必着）

(2) 質問方法

質問票（所定様式）に必要事項を記載し、電子メール、ファックス又は持参するものとする。なお、質問票に入札参加者を特定できる記載がある等、入札執行に支障を来たすおそれがある質問には回答しないことができる。

※持参する場合は午前９時から午後５時まで（最終日は正午まで）の間とする。
ただし休日は受け付けないものとする。

※電子メール又はファックスする場合は、送信したことを電話連絡すること。

(3) 質問に対する回答期間及び方法

質問に対する回答は、全ての質問事項をまとめ、令和８年３月９日（月）から前橋市ホームページに掲載する。

7　入札に関する事項

(1) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

ア　本件競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ　申請書等に虚偽の記載をする等虚偽の申請をした者の入札

ウ 同一入札に対し２以上の入札をした者の入札

エ 入札に際し不正行為のあった者の入札

オ 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札

カ その他入札に関する条件に違反した者の入札

なお、入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、開札の時において２に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記アに該当する。

(2) 入札時における注意事項

ア 代理人が入札しようとするときは委任状を提出すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

エ 入札執行回数は、２回までとする。

(3) 落札者の決定方法

ア 前橋市契約規則（平成２年前橋市規則第４号）第６条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 入札結果の公表

前橋市ホームページで公表する。

８ その他

(1) 現場説明会は、開催しない。

(2) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(3) 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。

(4) 提出された申請書等は、返却しない。

(5) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。ただし、前橋市情報公開条例（平成９年前橋市条例第４５号）に基づく情報公開請求があった場合には、申請書等のうち同条例の規定により非公開とされる部分を除き、公開するものとする。

(6) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、前橋市指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

(7) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨

に限る。

(8) この公告は、令和８年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力が生じるものとし、市議会において当初予算が否決された場合は、契約を締結しないこととする。その場合、発注者は損害賠償の責を一切負わない。